第二十七条中「、第十二条第一項中「第九条の二第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第四十二条第一項中「基づきその信用事業」を「基づきその農業協同組合法第十条第一項第三号の事業」に、「農業協同組合法第十条」を「同条」に、「その信用事業の全部を譲り渡した農林中央金庫又は信用農業協同組合連合会の業務の代理」を「同条第六項第八号の事業」に改め、同条に次の四項を加える。

4　前項の場合において、第一項の特定農業協同組合については農林中央金庫法第九十五条の二第一項又は農業協同組合法第九十二条の二第一項の規定は、第二項の特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合については農林中央金庫法第九十五条の二第一項又は水産業協同組合法第百二十一条の二第一項の規定は、それぞれ適用しない。

5　第三項の認可に係る業務の代理を行う特定農業協同組合、特定漁業協同組合又は特定水産加工業協同組合については、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十三から第五十二条の五十五まで並びに第五十二条の五十六第一項（第一号に係る部分を除く。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、同法第五十二条の五十三、第五十二条の五十四第一項、第五十二条の五十五及び第五十二条の五十六中「内閣総理大臣」とあるのは「農林水産大臣及び内閣総理大臣」と、同条第一項中「次の各号」とあるのは「第二号から第五号まで」と、「当該銀行代理業者に対し、第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずる」とあるのは「農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に対し、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可を取り消す」と、同項第二号及び第三号中「第五十二条の三十六第一項の許可」とあるのは「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第四十二条第三項の認可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6　前項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する農林水産大臣及び内閣総理大臣の権限は、次条第一項の規定にかかわらず、農林水産大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

7　次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一　農林水産大臣　内閣総理大臣

二　内閣総理大臣　農林水産大臣

第四十三条に次の一項を加える。

4　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十五条及び第四十六条を次のように改める。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二　第四十二条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三　第四十二条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十六条　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一　前条（第一号を除く。）　二億円以下の罰金刑

二　前条第一号　同条の罰金刑

第四十七条に次の一号を加える。

十四　第四十二条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

附則第十二条の見出し中「特別議決」を「特別決議等」に改め、同条第一項中「議決は」を「決議又は議決（以下「決議等」という。）は」に改め、同条第二項中「議決（」を「決議等（」に、「仮議決」を「仮決議等」に改め、同条第三項中「仮議決」を「仮決議等」に、「議決が」を「決議等が」に改める。

附則第十四条第二項及び第四項中「議決」を「決議等」に改める。

附則第二十八条を附則第三十七条とする。

附則第二十七条中「経営管理委員」の下に「並びに特定承継会社の役員」を加え、同条に次の二号を加える。

三　附則第二十六条第一項の認可を受けないで特定承継会社を子会社としたとき。

四　附則第二十八条の認可を受けないで農林中央金庫の会員以外の者（農林中央金庫法第五十四条第三項各号に掲げる者を除く。）に対する資金の貸付け又は手形の割引の業務を営んだとき。

附則第二十七条を附則第三十六条とし、附則第二十六条の前の見出しを削り、同条を附則第三十五条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

附則第二十五条の次に次の九条を加える。

（特定承継会社に係る農林中央金庫法等の特例）

第二十六条　農林中央金庫は、平成三十八年三月三十一日までを限り、農林中央金庫法第七十二条の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、特定承継会社（特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的として、銀行法第十条及び第十一条に規定する業務を営む会社をいう。以下同じ。）を子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とすることができる。

2　特定承継会社は、銀行法第四条第一項の規定にかかわらず、同法第二条第二項に規定する銀行業を営むことができる。

（特定承継会社を子会社とすることの認可の要件）

第二十七条　主務大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、前条第一項の認可をするものとする。

一　特定承継会社が、特定農業協同組合等の信用事業の全部又は一部を譲り受け、暫定的に維持継続し、これを農林中央金庫に引き継がせることを主たる目的とする株式会社であって、農林中央金庫がその発行済株式の総数を保有するものであること。

二　特定承継会社が、特定業務（銀行法第十条及び第十一条に規定する業務並びに担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により銀行が営む業務に相当する業務をいう。以下同じ。）以外の業務を営まないものであること。

三　特定承継会社が、特定業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、特定業務に係る収支の見込みが良好であること。

四　特定承継会社が、その人的構成等に照らして、特定業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有するものであること。

（特定承継会社に係る資金の貸付け又は手形の割引の認可）

第二十八条　特定承継会社は、農林中央金庫の会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引の業務を営もうとするときは、農林中央金庫法第五十四条第三項各号に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。